

入札（契約）条件等

案件番号及び案件名：令和7年度 単管港維 第71号
霞ヶ浦地区航路・泊地浚渫工事

1. 本業務は、令和7年度を初年度とする2ヵ年（令和7年度から令和8年度）にわたる債務負担行為による契約である。
2. 各年度の支払予定額は、令和7年度に80%程度、令和8年度に20%程度とする。
ただし、予算の都合上、変更する場合がある。
3. 前払金は、原則当該年度履行分に対して四日市港管理組合財務規則第70条による限度額の範囲で別途協議し決定する。令和8年度前金は、令和7年度割分を施工し、その支払いを受けた後でないと請求できない。
4. 令和8年度前金の支払請求は、令和8年4月1日以降に行うものとする。